

令和 8 年 9 月 2 5 日
受信環境クリーン中央協議会

令和 8 年度「受信環境クリーン月間」の実施

受信環境クリーン中央協議会（会長：寺崎^{てらさき} 明^{あきら}（一般財団法人情報通信振興会理事長））では、10月1日（木）から31日（土）までの間を「受信環境クリーン月間」と定め、テレビやラジオをより良好に視聴できるようにするため、全国で受信障害防止に向けた活動を昭和30（1955）年以来、毎年実施しています。

本月間中は、関係団体等の協力を得て、建造物障害対策、家庭用テレビ受信ブースター（増幅器）障害対策及び電気雑音障害対策等について、セミナーや講習会の開催、相談所の開設及び地方公共団体や建築主への働きかけ等を実施することとしています。また、日本放送協会や民間放送会社各社の協力のもとに広報番組を放送するほか、専門紙等への記事掲載、駅等のデジタルサイネージ、ポスターの掲示、リーフレットの配布等幅広い周知・広報活動を行うこととしています。

本月間中の活動として、広く受信障害防止に関する知識の普及を図るため、全国の中学生を対象とした「第59回受信環境クリーン図案コンクール」を実施し、未来を担う青少年への理解促進にも取り組んでいます。

コンクール入賞作品は、東京メトロの新宿駅及び池袋駅のデジタルサイネージ（10月1日（木）から31日（土）までの間）を使った広告のほか、東京タワー展示スペース（11月5日（木）から11日（水）までの間）及び郵政博物館多目的スペース（10月15日（木）から28日（水）までの間）において図案コンクール入賞作品の展示会を開催いたします。

別添 1：令和 8 年度受信環境クリーン月間実施要綱

別添 2：第59回受信環境クリーン図案コンクール入賞作品

参 考：受信環境クリーン協議会の概要

（連絡先）受信環境クリーン中央協議会事務局

0 3 - 3 9 4 0 - 3 9 8 1

（一般財団法人情報通信振興会内）

令和8年度「受信環境クリーン月間」実施要綱

1 目 的

建造物、無線局、電気雑音、ブースター等に起因する放送等無線通信の電波障害の防止対策を推進し、かつ、電波障害の防止に関する知識の普及徹底を図ることを目的とする。

2 名 称

「受信環境クリーン月間」とする。

3 実施期間

令和8年10月1日（木）から同年10月31日（土）まで

4 主催団体

中央、地方の各受信環境クリーン協議会

5 実施要領

(1) 各種障害対策

① 建造物障害対策

地域の実情に応じて、地方公共団体とも緊密な連絡をとりつつ、改善策について関係者に働き掛け、特に、建築主等に対しては、設計・建築着工前の段階から放送受信障害の未然防止と円滑な対策促進を働き掛ける。

また、地方公共団体に対し条例・指導要綱の制定又はその内容の充実（事前予測調査規程、紛争調停規程等）について働き掛ける。

② 無線局障害対策

関係機関・団体に対し対策の強化を要請するとともに、これら関係機関等と協力して、無線局による受信障害の解消を図る。

③ 電気雑音障害対策

実態把握に努めるとともに、関係機関の協力の下、これら電気雑音による電波障害の解消を図る。

④ その他の受信障害対策

ブースター障害や自己受信設備不良等に対し、地域の実情に応じた効果的な対策を行う。なお、対策の実施に際しては、対策が円滑に行われるよう関係団体のほか広く一般の協力を要請するものとする。

(2) 周知・広報

① 放送

日本放送協会、民間放送会社及びケーブルテレビ会社に対し、放送電波の受信障害防止に関する番組等の放送を依頼する。

② 新聞等

一般紙、専門紙、加盟団体機関紙、地方公共団体広報紙等に本月間の趣旨、受信障害等に関する記事材料を提供して掲載を依頼する。

③ ポスター

本月間の趣旨、実施期間、協議会名等を記載したポスターを作成し、効果的な掲示に取り組む。

なお、ポスターは、中央協議会において作成し、各地方協議会に送付する。

④ リーフレット類

受信障害防止の必要性、防止措置の方法等を記載したリーフレット類を作成し、効果的な方法による配布に取り組む。

なお、リーフレットは、中央協議会において作成し、地方協議会に送付する。

⑤ デジタルサイネージ

デジタルサイネージを利用した周知を実施する。

⑥ 横断幕等

本月間の実施を広く周知するため、横断幕・懸垂幕等を効果的な場所に掲示する。

⑦ その他

このほか、地方の実情に応じた周知・広報に取り組む。

第59回（令和8年度）受信環境クリーン図案コンクール入賞作品

本年度は、201校、1,226点の応募がありました。

受信環境クリーン中央協議会では、この中から厳正な審査によって総務大臣賞、文部科学大臣賞、NHK会長賞及び日本民間放送連盟会長賞各1点並びに中央協議会会長賞3点及び中央協議会奨励賞6点の入賞作品を決定しました。

記

受賞名	中学校名	学年	氏名（敬称略）
総務大臣賞	埼玉県 春日部市立 飯沼中学校	3年	そめや てるり 染谷 天鯉
文部科学大臣賞	福井県 敦賀市立 松陵中学校	3年	むらお し 村尾 史帆
NHK会長賞	北海道 帯広市立 帯広第五中学校	3年	こばやし あかり 小林 朱莉
日本民間放送連盟会長賞	新潟県 上越教育大学附属中学校	2年	まつだ ふさ 松田 芙咲
中央協議会会長賞	兵庫県 加古川市立 氷丘中学校	3年	わしお ゆうひ 鷺尾 由陽
	香川県 三豊市立 豊中中学校	2年	かつま はな 勝間 葉南
	福岡県 大野城市立 平野中学校	3年	うしじま まひな 牛島 まひな
中央協議会奨励賞	埼玉県 川越市立 川越西中学校	2年	むらおか かなえ 村岡 かな恵
	岡山県 岡山市立 御南中学校	2年	たにぐち ゆうか 谷口 優華
	岡山県 岡山市立 御南中学校	2年	さとう かな 佐藤 加捺
	学校法人松山東雲学園 松山東雲中学・高等学校	3年	いわもと ちか 岩本 千佳
	宮崎県 延岡市立 南浦中学校	3年	かやの たつなり 萱野 達成
	鹿児島県 始良市立 帖佐中学校	2年	にしざわ ゆうき 西澤 侑希

第59回（令和8年度）受信環境クリーン図案コンクール入賞作品

（敬称略）



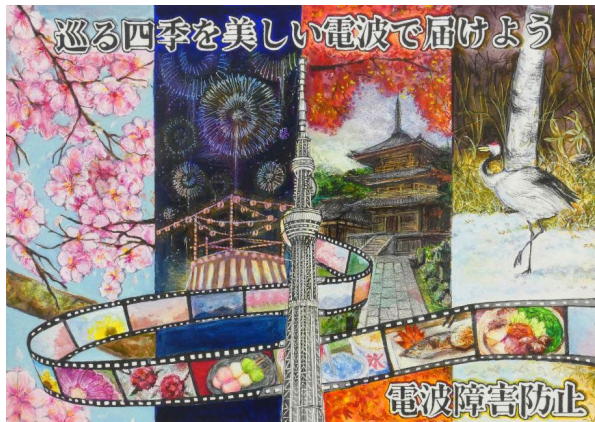
総務大臣賞

埼玉県 春日部市立飯沼中学校 3年 染谷 天鯉



文部科学大臣賞

福井県 敦賀市立松陵中学校 3年 村尾 史帆



NHK会長賞

北海道 帯広市立帯広第五中学校 3年 小林 朱莉



日本民間放送連盟会長賞

新潟県 上越教育大学附属中学校 2年 松田 芙咲



中央協議会会長賞

兵庫県 加古川市立氷丘中学校 3年 鷲尾 由陽



中央協議会会長賞

香川県 三豊市立豊中中学校 2年 勝間 葉南



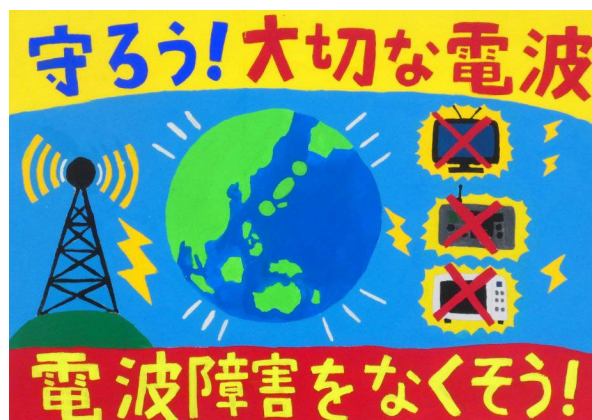
中央協議会会長賞

福岡県 大野城市立平野中学校 3年 牛島 まひな



中央協議会奨励賞

埼玉県 川越市立川越西中学校 2年 村岡 かな恵



中央協議会奨励賞

岡山県 岡山市立御南中学校 2年 谷口 優華



中央協議会奨励賞

岡山県 岡山市立御南中学校 2年 佐藤 加捺



中央協議会奨励賞

学校法人松山東雲学園松山東雲中学・高等学校
3年 岩本 千佳



中央協議会奨励賞

宮崎県 延岡市立南浦中学校 3年 萱野 達成



中央協議会奨励賞

鹿児島県 始良市立帖佐中学校 2年 西澤 侑希

「受信環境クリーン協議会」の概要

電氣的雑音による放送受信への妨害に対する取組みは、戦前から行われていましたが、戦後、ラジオ放送と家庭電化製品の急速な普及に伴い、本格的な電氣雑音防止対策への要望が各方面から高まり、昭和25(1950)年から26(1951)年にかけて、各地方で自然発生的に地方協議会が次々に誕生し、その中央機関として昭和29(1954)年に「受信障害対策中央協議会」が設立されました。

その後、無線局や建造物によるテレビ・ラジオ放送電波の受信障害に対しても取組みを展開し、名称変更を経て、今日に至っています。

1 目的

電氣的原因などによる放送など無線通信の受信障害(「電波障害」と呼んでいます。)の防止を図り、もって電波利用面における公共の福祉を増進することを目的としています。

2 組織

任意団体として、中央協議会(会長：一般財団法人情報通信振興会理事長 寺崎 明)、全国11ブロックごとに地方協議会(会長：民間放送会社社長など)が設立されています。

また、地方協議会の内部組織として38府県に府県連絡会が置かれているほか、地区連絡会が置かれているところもあります。

各協議会は、関係官公庁、地方公共団体、放送事業者、関連業界団体・企業などから構成されており、各団体から推薦された委員をもって運営されています。

3 主な事業活動

(1) 放送電波受信障害の相談受付

広く国民視聴者等からの放送電波受信障害に関する様々なご相談に応じています。

(2) 周知広報活動

放送電波受信障害防止に係る知識の普及と理解の促進のため、ポスター、放送、ホームページ(<http://www.clean-kyou.com>)などによる周知広報活動を行うとともに、リーフレット、出版物などを発行・頒布しています。

(3) 「受信環境クリーン月間」の設定・実施

例年10月1日から31日までの1か月間、中央協議会、地方協議会、府県連絡会などが一体となって、放送電波受信障害防止キャンペーンを集中的に実施しています。

(4) 「受信環境クリーン図案コンクール」の実施

全国の中学生を対象に、放送電波受信障害防止等に関する図案を募集し、優秀作品は、キャンペーン用ポスター、放送などに使用しています。

(5) 条例、指導要綱などの制定の働きかけ

地方公共団体に対して、建造物による放送電波受信障害防止に関する条例、指導要綱などの制定・充実について働きかけを行っています。

(6) その他

セミナー・講習会・研修会の開催、放送電波受信障害防止に関する個人・団体功労者の表彰、調査・研究などを実施しています。

構成図（令和 8 年 9 月現在 順不同）

